

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域(一)……………
- …(同)……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)……………

告示(公)

- 警察署協議会委員の委嘱……………

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 東京都ふく取扱者資格受入講習の実施……………
- …(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(一)……………
- …(同)……………
- …(同)……………
- …(同)……………

告示

● 東京都告示第千六百九十一号

平成二十三年東京都告示第千三百二十二号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

東村山市青葉町一丁目七番一、同番七、平成二十八年九

同番二十二、同番三十三、同番五十九 月五日

から同番六十五まで及び同番六十八か

ら同番七十五まで

● 東京都告示第千六百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市青葉町一丁目七番一、同番 平成二十八年九

七、同番三十三、同番六十八、同番 月五日

七十、同番七十二から同番七十五ま

で

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

● 東京都告示第千六百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市青葉町一丁目七番六十、同 平成二十八年九

番六十一及び同番六十四 月五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

● 東京都告示第千六百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十月六日

東京都知事 小池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市・西多摩郡奥多摩町・同郡檜原村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市・八王子市・西多摩郡檜原村（以上二市一村について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
八王子市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第329号
警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成28年9月16日、警察署協議会委員を次のと

おり委嘱した。

平成28年10月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

警察署協議会名 氏 名

警察庁廻町警察署協議会 水 野 珠 貴

警察庁安芸警察署協議会 福 原 秀 美

警察庁渋谷警察署協議会 窪 田 美穂子

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会

三 代表者の氏名

関澤 純

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区森下三丁目十四番三号 全麵連会館二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、消費者、食品業者及び食品行政担当者などに対して、食品の安全性、品質並びに機能に関する内外の科学情報の提供及び技術指導等を行い、又同趣旨の事業を行う団体等と協力することなどにより、すべての人々の公衆衛生及び福祉の向上発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さわやか青少年センター</p> <p>三 代表者の氏名 有馬 正史</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻一丁目十八番六一五〇一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、青少年に直接的に主体的な遊びやボランティア活動、多様な体験学習等の機会を提供する青少年健全育成事業やフォーラム・講演会等によって、青少年の人間力の必要性、支援の方法等を学ぶ機会を提供する普及啓発事業、青少年の人間力を育むための調査・研究・開発・提言事業、さらに人間力の必要性や事業の成果をホームページや書籍等によって広く社会に周知する広報事業等の事業を通じて、青少年が主体的に「人間力」を育むことに寄与すること</p>	<p>を目的とする。</p> <p>なお、「人間力」とは、自ら意欲的に生きていこうとする「自助の力」と、助け合って生きていこうとする「共助の力」をいう。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Youth for 3. 11</p> <p>三 代表者の氏名 船登 惟希</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区南荻窪一丁目三十三番二十一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人では、日本の学生がボランティア活動に対して非常に消極的であるという現状を踏まえ、学生間のボランティア活動を活性化させ、学生が自分の力をより積極的に日本社会のために生かす機会を構築することを目的とし、学生が少しでもボランティア活動に参加しやすくなるための支援、また、参加しやすく学生の学びを最大化させるボランティアプログラムの提供を主たる事業として活動を行う。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパンハート</p> <p>三 代表者の氏名</p>
<p>吉岡 秀人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区台東一丁目三十三番六号 セントオフィス秋葉原十階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外を問わず、広く一般市民を対象として、海外支援事業、国内支援事業、国内医療・僻地医療に関する情報収集及び情報提供事業、国際医療・国内医療に関する調査研究事業、海外支援に関する普及啓発事業を行い、人々の心身の健康の維持・増進、安らかな死を迎えられることを図り、人々の生活の質・人生の質が向上、健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年七月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人レイブクライシスセンターITSU BOMI</p> <p>三 代表者の氏名 望月 晶子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区平河町二丁目四番五号 平河町Kビル七階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、性暴力の被害者に対する相談・支援等の事業、性暴力予防・撲滅のための啓発事業等を行い、健康、幸福、名誉・人権等の実現・回復等に寄与すること</p>		

を目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。)第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

平成二十八年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

平成二十八年十一月三十日(水曜日)午後一時三十分から午後五時まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室(新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号)

(三) 定員

七十人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件(受講資格)に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験

と同等以上のものとして規定する次のアからオまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ丁師試験(昭和六十二

年四月以後に行われたものに限る。)

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 徳島県知事が行うふぐ調理師試験

オ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験(昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。)

(二) 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。)第三条の免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者

イ 未成年者

ウ 成年被後見人

エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により

東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。

ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し

イ 二(一)アからオまでに掲げる試験のいずれかに合格したことを証する書類(合格通知書又は合格証明

書)の写し

ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し

エ 返信用封筒(長形3号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十二円切手を貼ったもの。)

(二) 申込先

郵便番号一六三ー八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当(ふぐ調理師担当)

(三) 申込締切日

平成二十八年十一月十六日(水曜日)(当日消印有効)

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。

五 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当
電話〇三(五三二〇)四三五八

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 赤坂4丁目店舗新築工事

二 店舗所在地 港区赤坂四丁目百十八番ほか

三 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス

四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ

六 新設をする日 平成二十九年五月八日

七 店舗面積の合計 千七百五十平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 八十五台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十・二一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業

十三 来客が駐車場を 二十四時間

利用することができる時間帯

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗南側ほか

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十六 届出日 平成二十八年九月七日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 平成二十八年十月六日から平成二十九年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 晴海アイランドトリトンスクエア 商業施設

二 店舗所在地 中央区晴海一丁目八番十六号ほか

三 設置者名 住友商事株式会社ほか五名

四 設置者住所 中央区晴海一丁目八番十一号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか二十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか十九名

七 変更日 平成二十八年三月三十一日ほか

八 届出日 平成二十八年八月二十四日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成二十八年十月六日から平成二十九年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井

二 店舗所在地 品川区勝島一丁目六番

三 設置者名

東京都競馬株式会社

四 設置者住所

大田区大森北一丁目六番八号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

DCMホームマック株式会社ほか三名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

DCMホームマック株式会社ほか三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ニトリ

八 変更前の小売業者の代表者名

似鳥 昭雄

九 変更後の小売業者の代表者名

白井 俊之

十 変更日

平成二十六年五月九日

十一 届出日

平成二十八年九月一日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

平成二十八年十月六日から平成二十九年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
平成二十八年十月六日

十三 縦覧時間
年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子

二 店舗所在地 大井競馬場前ショッピングモール ウィラ大井

三 設置者名 品川区勝島一丁目六番 東京都競馬株式会社

四 設置者住所 大田区大森北一丁目六番八号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六百四十九台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 六百台

七 変更前の閉店時刻 午後十時ほか

八 変更後の閉店時刻 午後十時ほか

九 変更日 平成二十八年十一月一日ほか

十 届出日 平成二十八年九月一日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十八年十月六日から平成二十九年二月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

行 東 都 本号 三〇円
発 東京 都 新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)